

第 1 回熊本市自治推進委員会のまとめ（案）

平成 2 4 年 5 月 2 9 日開催

1 . 自治推進委員会の役割について

自治基本条例第 3 7 条に定める、自治に関する重要事項を審議するための機関
< 市長からの諮問事項 >

- ・ 情報共有・参画・協働の取り組みについて検証・報告
- ・ 自治基本条例の見直しに関すること

第 1 期自治推進委員会の答申書について上野委員長説明

2 . 今後の進め方について

熊本市自治推進委員会規則に基づき説明。主に下記のことについて合意を得る。

- ・ 委員の合意により協議を進める。
- ・ 協議するための資料は事務局（市民協働課）が提供する。
- ・ 委員は、必要に応じ事務局に資料提供（説明者の招致を含む）を求め、または自ら資料を提供することができる。
- ・ 委員長は会議の進行及び意見の調整を行うものとし、委員の互選により定める。なお、委員長が不在の時は副委員長がその職務を代理する。
- ・ 委員会は公開とし、委員会の記録（議事概要）をまとめ公開する。また、熊本市情報公開条例第 7 条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。
- ・ その他の委員会の運営は、随時、委員で協議して定める。

今後の開催スケジュールについて事務局より提案し合意を得る。

3 . 次回の開催日程について

平成 2 4 年 7 月 2 日（月）の開催について調整。

第 2 回目の議題については下記のとおり。

- ・ 平成 2 3 年度の熊本市における参画と協働の取り組み状況の報告と分析
- ・ 自治基本条例の見直し項目について正副委員長のたたき台を資料として提示した上で 3 回目以降の進行について協議

4 . 委員からの要望

- ・ 条例の検討経過におけるパブコメ意見や課題などの資料を確認したい。（石田委員）
- ・ 条例の見直しについて論点が漠然としすぎであるため、ある程度、焦点を絞るための資料が必要。（毎熊委員）
- ・ 市民の視点での意見が闊達に述べられる会議とし、そのような意見に沿った答申書を提言できることが望ましい。（中村委員）
- ・ 自治基本条例を含め、市の施策の認知度は低い傾向にある。推進委員会で出た意見や答申を積極的に情報発信して認知度を上げていくことも必要（石田委員）